

## 太田市民間心身障がい児（者）社会福祉施設等施設整備費償還補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 心身障がい児（者）の福祉の向上並びに社会福祉法人、医療法人、公益法人及びNPO法人（以下これらを「法人」という。）の運営の健全化を図るため、法人が社会福祉施設等を整備するために令和元年度以前に借入れた資金の元金償還に要する経費を補助することについては、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 心身障がい児（者）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 社会福祉施設等社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「厚労省要綱」という。）第2に規定する社会福祉施設等をいう。

（補助対象）

第3条 この補助金の対象は、次に定めるとおりとする。

- (1) 厚労省要綱の補助事業として採択された社会福祉施設等の整備事業を行うために、群馬県社会福祉協議会又は独立行政法人福祉医療機構（次号において「群馬県社会福祉協議会等」という）から資金を令和元年度以前に借入れ、その資金の償還を行う法人
- (2) 厚労省要綱の補助事業として申請したが採択されなかった社会福祉施設等の施設整備事業（市長が補助の必要があると認めた事業に限る。）を行うために群馬県社会福祉協議会等から資金を令和元年度以前に借入れ、その資金の償還を行う法人

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、社会福祉施設等の創設、増改築又は大規模修繕のために前条各号に規定する借入れた資金の元金償還金に対し、次に掲げる区分の割合により、借入時に定められた年次別の償還元金に応じた額とし、その償還年度に補助する。ただし、償還免除等がある場合はこれを控除する。

- (1) 平成15年度以前に借入れたものの償還元金の4分の3以内
- (2) 平成16年度以後に借入れたものの償還元金の2分の1以内

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市知的障害児者施設整備費償還金交付要綱(昭和57年4月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。